

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前				
●令和9年1月1日以降に提出する調書 1～8 （省 略） ○ レコードの内容及び記録要領 (1)～(32) （省 略） (33)【給与所得の源泉徴収票：375】 ※ 令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得の源泉徴収票（令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票）は、市区町村に給与支払報告書を提出すること、税務署への給与所得の源泉徴収票の提出は不要となります。					●令和9年1月1日以降に提出する調書 1～8 （同 左） ○ レコードの内容及び記録要領 (1)～(32) （同 左） (33)【給与所得の源泉徴収票：375】 (新 設)				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～76 （省 略）					1～76（同 左）				
77	住宅借入金等特別控除適用数	半角	1文字	年末調整の際に住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録してください。 (例) 租税特別措置法第41条第1項における中古住宅等の購入及び増改築等の適用を受ける場合には、「2」を記録してください。	77	住宅借入金等特別控除適用数	半角	1文字	年末調整の際に住借控除の適用を受ける場合、当該控除の適用数を記録してください。 (例) 租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を受ける場合には、「2」を記録してください。
78 （省 略）					78（同 左）				
79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角	2文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 なお、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条第12項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第11項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第14項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。 おって、租税特別措置法第41条第16項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第17項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第41条第18項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。 <u>(注) 令和7年分以前の源泉徴収票を作成する場合で、旧措置法**第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録してください。</u>	79	住宅借入金等特別控除区分（1回目）	半角	2文字	住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、 <u>同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</u> なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、 <u>同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第16項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第15項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。</u> また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、 <u>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。</u> おって、租税特別措置法第41条第20項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第21項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、 <u>同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項又は第18項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。</u> 複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。 <u>(注) （新 設）</u>
80	住宅借入金等の額（1回目）	半角	8文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第6項、第11項又は第14項に規定する住宅借入金等の金額を記録してください。	80	住宅借入金等の額（1回目）	半角	8文字以内	<u>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</u> <u>また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第15項若しくは第18項又は同法第41条の</u>

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

81～83 (省 略)																							
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条第 12 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第 11 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 14 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。 おって、租税特別措置法第 41 条第 16 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 17 項に規定する特例買取再販住宅、特例既存住宅、特例増改築等に該当し、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、租税特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例認定住宅等、特例買取再販認定住宅、特例既存認定住宅に該当し、同法同条第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 <u>(注) 令和 7 年分以前の源泉徴収票を作成する場合で、旧措置法**第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「03」、同法同条第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除の適用を受ける場合は「13」を記録してください。</u>																			
85	住宅借入金等の額 (2 回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 6 項、第 11 項又は第 14 項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。																			
86～101 (省 略)																							
102	控除対象扶養親族等 (1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等 (1) が控除対象扶養親族の場合は下表のとおり区分を記録してください。 <table><tr><th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td colspan="2">居住者</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr></table>	控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で30歳未満又は70歳以上		01	非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者		03	非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者		04
控除対象扶養親族の分類		区分																					
居住者		00																					
非居住者で30歳未満又は70歳以上		01																					
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																					
非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者		03																					
非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者		04																					

改 正 前

					3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項に規定する (特定増改築等) 住宅借入金等の金額を記録してください。																		
81～83 (同 左)																							
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。 なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 16 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第 15 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。 また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。 おって、租税特別措置法第 41 条第 20 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 21 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条 第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項又は第 18 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。 <u>(注) (新 設)</u>																			
85	住宅借入金等の額 (2 回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 15 項若しくは第 18 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。																			
86～101 (同 左)																							
102	控除対象扶養親族等 (1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族等 (1) が控除対象扶養親族の場合は下表のとおり区分を記録してください。 <table><tr><th colspan="2">控除対象扶養親族の分類</th><th>区分</th></tr><tr><td colspan="2">居住者</td><td>00</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳未満又は70歳以上</td><td>01</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者</td><td>02</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者</td><td>03</td></tr><tr><td colspan="2">非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者</td><td>04</td></tr></table>	控除対象扶養親族の分類		区分	居住者		00	非居住者で30歳未満又は70歳以上		01	非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02	非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者		03	非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者		04
控除対象扶養親族の分類		区分																					
居住者		00																					
非居住者で30歳未満又は70歳以上		01																					
非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者		02																					
非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者		03																					
非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者		04																					

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

					なお、特定親族特別控除の適用を受けた場合（年末調整を行っていない場合は、源泉控除対象親族のうちに令和 8 年中の合計所得の見積り額が 100 万円以下の特定親族がいる場合）は、上記「控除対象親族の分類」に抛らず、特定親族各人別の特定親族特別控除の額（年末調整を行っていない場合は、令和 8 年中の合計所得の見積額）に応じて、次のとおり区分を記録してください。										
						特定親族特別控除の額		区分 (特定親族が居住者)		区分 (特定親族が非居住者)		合計所得金額			
						63 万円		10		11		62 万円超（※）		85 万円以下	
						61 万円		20		21		85 万円超		90 万円以下	
						51 万円		30		31		90 万円超		95 万円以下	
						41 万円		40		41		95 万円超		100 万円以下	
						31 万円		50		51		100 万円超		105 万円以下	
						21 万円		60		61		105 万円超		110 万円以下	
						11 万円		70		71		110 万円超		115 万円以下	
						6 万円		80		81		115 万円超		120 万円以下	
						3 万円		90		91		120 万円超		123 万円以下	
※ 次の場合には、「58 万円超」に読み替えてください。 (1) 令和 8 年 11 月 30 日以前に年末調整を行った場合。 (2) 年末調整を行っていない方で、令和 8 年 11 月 30 日以前に提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」に記載されたところに応じ源泉徴収票を作成する場合。 (注) 令和 6 年分以前の源泉徴収票を作成する場合は、特定親族の区分は記録しないでください。															
103～135（省 略）															
旧措置法＊：所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法をいいます。 旧措置法＊＊：所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年 3 月 31 日法律第 12 号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法をいいます。 旧所得税法＊：所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号）第一条の規定による改正前の所得税法をいいます。															
(34) （省 略）															
(35) 【公的年金等の源泉徴収票：377】 ※ 令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき公的年金等の源泉徴収票（令和 8 年分以後の公的年金等の源泉徴収票）は、市区町村に公的年金等支払報告書を提出することで、税務署への公的年金等の源泉徴収票の提出は不要となります。															
項番		項目名				入力文字基準			記録要領						
1～38（省 略）															
39		源泉控除対象親族の数		老人		半角		2 文字以内		書面の記載要領に準じて記録してください。					
40				その他		半角		2 文字以内		書面の記載要領に準じて記録してください。					
41～43（省 略）															
44		源泉控除対象親族の数		特定		半角		2 文字以内		書面の記載要領に準じて記録してください。					
45～57（省 略）															
58		源泉控除対象親族(1)		フリガナ		全角		30 文字以内		源泉控除対象親族(1)の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。					
59				氏名		全角		30 文字以内		源泉控除対象親族(1)の氏名を記録してください。					
60		源泉控除対象親族(1)	区分	半角	2 文字	源泉控除対象親族(1)の区分については下表のとおり記録してください。									
						源泉控除対象親族の分類					区分				
						居住者					00				
						非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）					01				
						非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）					02				
						非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）					03				
						非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）					04				
						居住者（合計所得 58 万円超 85 万円以下の特定親族）					10				
						非居住者（合計所得 58 万円超 85 万円以下の特定親族）					11				

改 正 前

					また、控除対象扶養親族等(1)が特定親族（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象親族で合計所得金額又はその見積額が 58 万円超 100 万円以下の者）の場合は、各人別の合計所得金額又はその見積額に応じて下表のとおり区分を記録してください。									
						合計所得金額又はその見積額		区分 (特定親族が居住者)		区分 (特定親族が非居住者)				
						58 万超		85 万円以下		10		11		
						85 万円超		90 万円以下		20		21		
						90 万円超		95 万円以下		30		31		
						95 万円超		100 万円以下		40		41		
						100 万円超		105 万円以下		50		51		
						105 万円超		110 万円以下		60		61		
						110 万円超		115 万円以下		70		71		
						115 万円超		120 万円以下		80		81		
						120 万円超		123 万円以下		90		91		
※（新 設） (注)（新 設）														
103～135（同 左）														
旧措置法＊：所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法をいいます。 (新 設) 旧所得税法＊：所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年 3 月 31 日法律第 8 号）第一条の規定による改正前の所得税法をいいます。														
(34) （同 左）														
(35) 【公的年金等の源泉徴収票：377】 (新 設)														
項番		項目名				入力文字基準			記録要領					
1～38（同 左）														
39		控除対象扶養親族の数		老人		半角		2 文字以内		書面の記載要領に準じて記録してください。				
40				その他		半角		2 文字以内		書面の記載要領に準じて記録してください。				
41～43（同 左）														
44		控除対象扶養親族の数		特定		半角		2 文字以内		書面の記載要領に準じて記録してください。				
45～57（同 左）														
58		控除対象扶養親族(1)		フリガナ		全角		30 文字以内		控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録してください。なお、フリガナが不明な場合は、記録を省略してください。				
59				氏名		全角		30 文字以内		控除対象扶養親族(1)の氏名を記録してください。				
60				区分		半角		2 文字		控除対象扶養親族(1)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録してください。				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後

61		個人番号	半角	13 文字	源泉控除対象控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 （例）「123456789012」⇒「0123456789012」 （注）平成 27 年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。
62 ～ 65	源泉控除対象親族(2)				「源泉控除対象親族(1)」の各項目に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合には、各項目の記録を省略してください。
66～71（省 略）					
※（省 略）					
(36)～(58)（省 略）					

改正前

61		個人番号	半角	13 文字	控除対象扶養親族(1)の個人番号（12桁の数字）の前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 （例）「123456789012」⇒「0123456789012」 （注）平成 27 年分以前の源泉徴収票を作成する場合には、記録をしないでください。
62 ～ 65	控除対象扶養親族(2)				「控除対象扶養親族(1)」の各項目に準じて記録してください。 ただし、記録すべき事項がない場合には、各項目の記録を省略してください。
66～71（同 左）					
※（同 左）					
(36)～(58)（同 左）					